

## 組合員について

### ○ 公立学校共済組合とは

公立学校共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした事業を行う法人です。

### ○ 組合員とは

職員※となった者は、職員となった日から、公立学校共済組合の組合員になります。※資格取得要件を満たす職員に限る。

**組合員となった者には、組合員証（健康保険証）が交付されず（75歳以上等除く）。**

### ○ 組合員の種別及び資格取得要件

組合員には、任用形態によって主に「**一般組合員**」と「**短期組合員**」の2つの種別があります。

また、次の1～3のいずれかを満たすことが共済組合の資格取得要件です。なお、常勤職員については、採用日から全員が共済加入します。

- 1 常勤職員の所定労働時間以上勤務している者で、任用期間が2月を超える見込みのある者
- 2 週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、常勤職員の4分の3以上であって、任用期間が2月を超える見込みのある者
- 3 1、2以外の者で、次の要件すべてに該当する者
  - (1) 週の所定労働時間が20時間以上であること。
  - (2) 任用期間が2月を超える見込みであること。
  - (3) 報酬月額が8万8千円以上であること。
  - (4) 学生でないこと。（定時制等一部除く）

#### 【参考】任用形態ごとの資格取得要件一覧

種別	任用区分	資格取得要件
一般組合員	①常勤職員（任期の定めのない）	なし（採用日に組合員となる）
	②暫定再任用職員（フルタイム）	任用期間が2月を超える見込み
	③任期付職員（フルタイム）	
	④会計年度任用職員（フルタイム13月目以降）	⑨会計年度任用職員（フルタイム）の任用要件を12月連続で満たす。
短期組合員	⑤臨時的任用職員	任用期間が2月を超える見込み
	⑥暫定再任用職員（短時間） 定年前再任用短時間勤務職員	次の(1)～(4)をすべて満たす ※ただし、週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が常勤職員の3/4以上の場合は(2)のみが要件 (1) 週の所定労働時間が20時間以上 (2) 任用期間が2月を超える見込み (3) 報酬月額8万8千円以上 (4) 学生でない（一部除く）
	⑦任期付職員（短時間）	
	⑧会計年度任用職員（短時間）	
	⑨会計年度任用職員（フルタイム）	任用期間が2月を超える見込み
【補足】	（フルタイム）とは常勤職員の所定労働時間以上勤務している場合を指す。 （短時間）とは週の所定労働時間が20時間以上の場合を指す。	
<b>要件を満たすか否かは、各任命権者にお問い合わせください。</b>		

## ○ 公立学校共済組合の事業

事業は大きく3つに分類されます。

- ▶ 短期給付事業（給付グループ）  
⇒ 民間企業の健康保険に相当する事業のほか、休業や災害に関する給付を行っています。
- ▶ 福祉事業（健康福利グループ、貸付事業のみ共済経理グループ）  
⇒ 組合員の福祉、健康の保持増進等に関する事業や貸付事業を行っています。
- ▶ 長期給付事業（年金グループ）  
⇒ 一般組合員の退職後や障害または死亡に関して、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の給付を行っています。

短期組合員は日本年金機構に加入します。

### 【参考】組合員種別ごとの共済事業の適用範囲<sup>※1</sup>

種別 \ 事業内容	短期給付事業 (医療保険)	福祉事業	長期給付事業 (年金)
一般組合員	○	○	○
短期組合員	○	○	× <sup>※2</sup>

※1 75歳以上等の組合員については、一部適用されない事業があります。

※2 短期組合員は共済組合ではなく、日本年金機構に加入することから、その手続きについては各任命権者にご確認ください。